

売れる堆肥づくりのすすめ

～堆肥の無償提供は畜産・耕種農家の両者にとってマイナス。売れる品質の良い堆肥を作りましょう～



良い堆肥なのに売れない理由

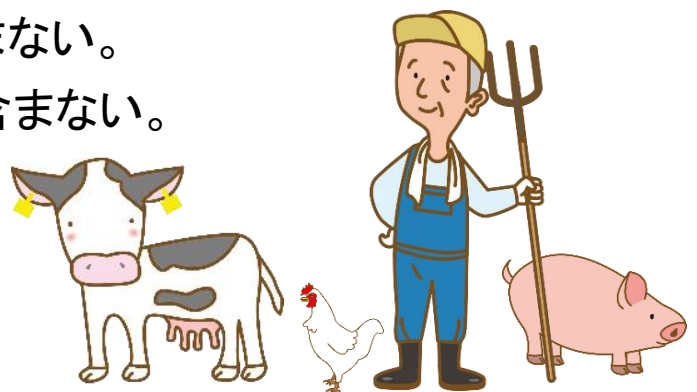
- ターゲットは明確になっているか？
- ターゲットにとってよい商品か？
- ターゲットが求める物を提供しているか？

求められる堆肥をつくるために・・・

1. 堆肥として安全性が高く、品質が安定していることが必要。肥料成分や副資材等の情報提供を適切に行う。
2. 耕種農家の使用目的を把握し、それに適合した堆肥かどうかを判断する。
3. 耕種農家が求める堆肥の品質・成分・形状などを把握し、必要に応じて、他の資材とのブレンドやペレット化を専門業者に委託して提供することも考える。

良い堆肥の条件

- ・作物や環境に有害な物質を含まない。
- ・人体や環境に有害な微生物を含まない。
- ・雑草の種子が死滅している。
- ・十分に腐熟している。
- ・成分が安定している。



家畜ふん堆肥製造上の留意点（確認事項）

未熟堆肥など、品質が劣る堆肥を供給すると、農作物への生育障害や雑草害を引き起こすなどの問題が生じます。堆肥を供給する前には、以下について確認しましょう。

- 堆肥の成分含有量を確認し、その情報を耕種農家に提供しているか。
- 褐色～黒褐色で、家畜ふんの臭いや形がほぼなく、適当な水分量（手触りがさらさら）であるか。
- 製造時、水分を調整し、繰り返し等により十分に発酵させているか。
- 製造時に70℃以上で数日間の雑草種子死滅の対策を行っているか。
- 原材料に関する情報を提供しているか（家畜の種類、輸入飼料を給与しているかどうか等）。
- 輸入飼料を給与した家畜由来の堆肥の場合、作物によっては除草剤（クロピラリド）の残留による生育障害の恐れがあることを提供先に伝えているか（詳細は下段「クロピラリドについて」を参照）。
なお、堆肥の生物検定を行っている場合は、結果を提供しているか。

肥料法の届出について

畜産農家など堆肥の生産者は、「**肥料の品質の確保等に関する法律**」に基づき、堆肥を他者に渡す場合は、有償・無償を問わず、**届出が必要**です。

届出に関する手続きについては、事業場の所在地を管轄する都道府県の肥料担当部署にお問い合わせいただくようお願いします。



詳細検索（農水省HP） <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/attach/pdf/index-99.pdf>

クロピラリドについて

海外で使用された農薬の成分（クロピラリド）が含まれた輸入飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト等のナス科、スイートピー等のマメ科、ガーベラ等のキク科の農作物に生育障害を起こす可能性**があります。



詳細検索（農水省HP） <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/clopyralid/clopyralid.html>

農水省の畜産環境対策のページについて

令和4年9月に農水省の畜産環境対策のページが見やすくなるようリニューアルしました。畜産環境にかかる様々な情報発信を行っておりますのでぜひご活用ください。



詳細検索（農水省HP） <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/index.html>

堆肥製造に関連する事業についてご相談のある方は、お近くの市町村、各県の畜産環境担当部局、九州農政局各県拠点、九州農政局畜産課までご連絡ください。

九州農政局連絡先：畜産課
畜産環境係
096-211-9111（内線4488）